

長坂緑地民官連携活用にかかる意見募集結果

1 意見募集の概要

市は令和5年度から長坂緑地の民官連携里山エリア内で活動する団体を募集するにあたり、各種条件検討のため下記の期間に意見募集を行い、様々な提案をいただきました。

そして今回、いただいた意見を参考にしながら、法令等の規制や活動団体との取り決めなど募集条件を検討した結果、当初の方針案から下記のとおり変更を行い、活動団体募集要項等に反映しました。

2 意見募集期間

令和4年7月15日（金）から8月12日（金）まで

3 意見の提出団体数および件数

提出団体数：6団体 意見の件数：47件（意見：38件 質問：9件）

（提出方法 直接持参：1団体、電子メール：5団体）

4 主な意見と団体募集方針の変更点

- (1) 募集対象の範囲や、保全整備を行う団体、利用のみの団体に関すること
→ 募集対象は保全活動や整備活動を行う団体のみとし、イベントなど場所利用については都度、申請による許可で開催・実施できるようにしました。
- (2) （仮）長坂緑地里山活動推進協議会に関すること
→ 新たな会議体を活動団体と地元町内会で組織する「連絡会」とし、一方で同連絡会の代表者や学識経験者などで市全体の環境保全を話し合う別の会議体を組織します。
- (3) 事業の目的、民官連携による活動の目的に関すること
→ 目的が自然環境の再生と保全であることなどについて、具体的に記載しました。
- (4) 間伐材・発生材の利用に関すること
→ 活動団体にならなくとも、別途申請による許可を受けて、整備活動や保全活動で生じた間伐材等を利用できるようにしました。
- (5) 火器の使用や建築物の建設など法令等による制約に関すること
→ 法令等の制約がある活動を禁止とせず、必要な手続きを経たうえで可能としました。
- (6) 畑の整備に関すること
→ 水田を中心とするイベント内で活用可能な収穫物について、一部の限られた範囲で育成できることとしました。